

**平成２０年度第１回
広島市青少年と電子メディアに関する審議会**

- 1 開催日時 平成２０年５月３１日（土） １０：００～１２：００
- 2 開催場所 市役所本庁舎１４階第７会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員（５０音順）１０名中９名
石田委員、小田委員、越智委員、小野委員、下田委員、豊田委員、平田委員、福田委員、松田委員（欠席：河野委員）
 - (2) 事務局（市）
広島市長、教育長、教育委員会青少年育成部長、育成課長、育成課職員
（市長は諮問後退席）
- 4 公開・非公開の別
公開
- 5 傍聴人
１名
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 委員紹介
 - (4) 会長、副会長選任
 - (5) 会長、副会長あいさつ
 - (6) 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準について諮問
 - (7) 条例制定の経過等について
 - (8) 議題
「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準について」
 - (9) その他
 - (10) 閉会
- 7 議事録
別添のとおり

■開会

(事務局)

それでは、委員の皆様お揃いのようなので、ただ今から『第1回 広島市青少年と電子メディアに関する審議会』を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日、当審議会の会長が選任されるまでの間、司会を務めさせていただきます、教育委員会青少年育成部育成課課長補佐の岩久保でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この審議会は、「広島市審議会の運営等に関する要項 第8条及び広島市青少年と電子メディアに関する審議会の公開に関する取扱要領」に基づき、公開で開催させていただいております。

ここで、傍聴の方をお願いをいたします。会議の開催中は静かに傍聴し、次に申し上げる事項を守ってください。

会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等、議事の妨げ、または他人の迷惑となる行為をしないこと。飲食または喫煙をしないこと。会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。写真撮影、録画・録音等を行わないこと。その他、議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるようなことをしないこと。また、傍聴者は、会場においては、会長または事務局係員の指示に従ってください。以上、ただ今申し上げた事項が遵守されない場合、退場していただくことがあります。よろしく御協力のほど、お願いいたします。

では、まず、開催に当たりまして、市長から御挨拶申し上げます。

■市長挨拶

(市長)

本年度第1回の広島市青少年と電子メディアに関する審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、このたび、本審議会の委員の就任を御承諾いただきますとともに、本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から本市行政の推進につきまして多大な御尽力をいただき、深く感謝いたしております。

御承知のとおり、情報化の進展の中で、テレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯電話などの電子メディアは瞬時に多くの情報を得ることができるといった恩恵をもたらす一方で、子どもたちにとっては大きな問題になっています。子どもたちだけではないものもありますが、一応、子どもを中心に考えておりますので、このように申し上げさせていただきます。

極端な例としては、学校側サイトへの書き込みが原因となって自殺する子どもたちも出ており、大変悲しい事件が続発しております。

このような中で本市では平成12年(2000年)からこの問題に取り組み、広島市青少年問題協

議会で審議を重ね、平成 17 年（2005 年）に『「電子メディアと子どもたちとの健全な関係の構築―条例化を含めた施策―」の検討結果について』、提言を受けました。

この提言に基づき、「青少年を電子メディアから引き離す」、「電子メディアから流される有害情報から青少年を守る」、「青少年自身の適切な利用能力の向上のための取組を行う」という三つの基本方針の下、「ノーテレビデー推進事業」や「親と子の電子メディア安全教室」の開催などの取組を進めるとともに、条例の制定に向けて検討を重ね、本年 3 月に、電子メディアに特化した全国でも初めての条例を制定いたしました。

また先日は、ジャカルタにおいて、インドネシア政府と世界的に有名なマイクロソフト社の共催で開催されました「ガバメント・リーダーズ・フォーラム・アジア」に出席し、日本の IT の状況や本市の IT あるいは ICT、コミュニケーションを入れて ICT を活用した取組を説明してまいりました。

その中で子どもの携帯電話についてフィルタリング機能を付ける義務化のため、その基準を定める準備をしているということも報告してまいりました。特にフィルタリングの内容を関連企業等に任せるのではなく、市民の皆様がその基準をつくっていくことが大事だということも強調してまいりました。

本日の委員会の皆様に、青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係わる基準など、青少年と電子メディアの健全な関係づくりに必要な事項について御審議いただくこととなります。委員の皆様のご知識と経験に基づき、忌憚のない御意見をいただくことは、青少年の健全育成のために大変有力なものになると確信しております。

折角の機会ですから、1～2、御報告をさせていただきたいと思うのですが、広島市とハノーバー市は姉妹都市です。今年で 25 周年になるのですが、先日、ハノーバー市長が来られたときに、実は、これはハノーバー市だけではなくて平和市長会議に今、2 千以上の都市が加盟していますが、世界の市長が集まると、だいたい共通する話題、これは平和市長会議ですから平和の問題は当然話しますが、それ以外に共通する話題の一つは、国が自治体に仕事をたくさん押し付ける。しかしながら、本来なら自治体に来るべきお金を国が、どんどん、どんどん引き上げていく。フィレンツェ市の場合などはかなり極端に明確に、市長も市会議長もそうなのですが、そのお金で国は兵器を買って戦争をしているのだということまで言う都市があるほど、自治体と国との財政の問題というのは世界共通の問題として、これは常に話題になります。

もう一つの問題が、今申し上げたテレビ、テレビゲーム、携帯電話の普及はいろいろ国によって違いますけれども、そういった電子メディアによって、例えば、家庭が崩壊し、人々が孤立し、社会がバラバラになっているというような現状で、それを都市としてどう把握し、どう対応するか、この二つは、ほとんど必ず、どの市長さんのお話の中でも出てくる事柄になって、御参考のために御報告をさせていただきます。

今後とも、皆様には広島市の青少年の育成支援により一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたしますとともに、皆様の御健勝を祈念いたしまして私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

■委員紹介

(事務局)

続きまして、本日は青少年と電子メディアに関する審議会の初会合でございますので、事務局から委員の皆さんを御紹介させていただきます。

お手元に、本日の審議会資料として順に、次第、配席表、委員名簿、資料の1～3をお配りしております。その中で、まず、委員名簿を御覧ください。

委員名簿は五十音順になっております。順に御紹介させていただきます。

最初に、広島大学大学院教育学研究科准教授、石田 弓委員です。

広島市青少年・電子メディア対策推進会議会長、小田 長（たけし）委員です。

広島大学大学院文学研究科教授、越智 貢委員です。

広島地区高等学校PTA連合会の代表として、小野京子委員です。

次の精神科医の河野恵里委員におかれましては、本日欠席の旨、御連絡をいただいております。

続きまして、群馬大学特任教授、下田博次委員です。

広島県警察本部生活安全部参事官少年対策課長、豊田泰弘委員です。

弁護士の平田かおり委員です。

広島市PTA協議会専務理事、福田孝子委員です。

最後になりましたが、ITコンサルタントの松田泰夫委員です。

次に、事務局職員を紹介いたします。

まず最初に、岡本教育長です。

清水青少年育成部長です。

石田育成課長です。

■会長、副会長の選任

(事務局)

引き続きまして、本日の会議でございますが、委員定数10名に対しまして御出席の委員9名と過半数に達しており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

次は、会長、副会長の選任についてでございます。

当審議会の会長、副会長は、「広島市青少年と電子メディアの健全な関係づくりに関する条例施行規則第7条」におきまして、委員の互選によって定めることになっております。御推薦・御意見等がございましたら、お願いいたします。

特に御推薦はございませんでしょうか。

それでは、事務局の方から。

(事務局)

では、失礼します。

会長、副会長の選任についてでございますけれども、事務局から提案するという事なので、けれども。こういう子どもたちが電子メディアについての被害等々で犯罪に巻き込まれるというようなケースに非常にお詳しい委員として県警の方から豊田委員に出ていただいておりますが、豊田委員の方から何か御意見がございましたらお願いいたします。

(豊田委員)

では、座ったままで話をします。

会長については、こちらの名簿にありました越智教授についてお聞きしますと、電子メールなどについては非常に長けておられるということで、この人が適役だと思います。

それから、副会長ですが、県の青少年・電子メディア対策推進団体の代表をして今頑張っておられますので、そういった意味で、副会長として小田委員を推薦させていただきたいと思います。

(事務局)

ただ今、豊田委員から、会長に越智委員を、副会長に小田委員をとという御提案がありました。皆様、いかがでございましょうか。

(各委員)

(異議なし)

(事務局)

異議がないようですので、皆様の御承諾をいただいたということで、越智委員に会長を、小田委員に副会長をお願いするということで決定させていただきます。

越智会長と小田副会長におかれましては、会長席及び副会長席の方へお移りくださいますよう、お願いいたします。

では、越智会長、小田副会長から御挨拶を頂戴したいと思います。それでは、まず最初に、越智会長からお願いいたします。

■会長、副会長挨拶

(越智会長)

それでは、少し、御挨拶になりますかどうか分かりませんが、お話をさせていただきます。

本当は荷が重い役割でございますけれども、どなたかがこの中から会長を引き受けなければいけないわけでして、お引き受けすることにしたいと思います。

といいますのも、この条例はお読みになったと思いますけれども、実は待ちに待っていた条例だといっていいと思うのです。保護者もそうですし、とりわけ、教育関係者が本当にこういうも

のを待っていた。

全国で初めての試みでもございますけれども、それだけにこの条例を実効あるものにするためには、さらに相当の努力が必要なのだろうと思います。その一端を私たちが担わせていただくということで身が引き締まるような、そういう思いもしております。

おそらくは今後、種々な自治体がこういう広島の取組に倣っていくだろうと、そういうふうには予想できますけれども、そのためにも、しっかりしたモデルとなるようなものを構築する必要があるだろうと思います。

これから皆さんといいものを、先生方と御一緒に、そういう先例となるような仕事を、微力ですけれども、なるべくよいものにして、この仕事を終えるように努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(小田副会長)

副会長を仰せつかった小田と申します。

実は、この電子メディアの問題というのは、平成 12 年（2000 年）から、広島市の青少年問題協議会の中で、ずっと、その当時から係わりがあったことで、皆さん方からの御推薦があったというふうに理解しております。

これまでいろいろな形で活動してきた中で、条例化というものが青少年の電子問題の中で一つのターニングポイントだったわけで、早くそういうことをしていただきたいという話を続けておりまして、今年度、条例化ができたということで、我々、青少年問題協議会から「広島市青少年・電子メディア対策推進会議」という活動団体として動いておりまして、それにも、我々だけではなかなか解決に追いつかない状況がありまして、今回、審議会ができて、また、皆さん方の専門的な御意見をいただきながら、我々の推進会議も実動部隊にしていきたいなということを今回のお仕事を受けて痛感いたしております。

微力ではございますけれども、皆さん方の御協力の下に、広島市で青少年をとにかく電子メディアから守るという部分のところ、これは三つほど、先ほど市長が言われました、「守る」、「引き離す」、そして、「自分自身がそれを取捨選択できる子どもを育成する」という部分の三つのポイントを、ぜひ皆さん方も本当に御理解をいただきながら、一緒になってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

■ 諮問書朗読

(事務局)

どうもありがとうございました。

それでは、次に、市長から越智会長に諮問をいたします。市長に諮問書をお読みいただき、越智会長にお渡しをいただきます。

(市長)

広島市青少年と電子メディアに関する審議会会長様。

広島市長 秋葉忠利。

「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準について（諮問）」。

「広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例（平成 20 年広島市条例第 35 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準について、貴審議会の意見を求めます」。

以下、趣旨がございますけれども、十分御理解いただいていることと思いますので、省略をさせていただきます。それでは、よろしくお願いをいたします。

■市長退席

（事務局）

ありがとうございました。

それでは、市長は公務の都合によりここで退席させていただきます。

■議事「条例制定の経過等について」

（事務局）

では、これから先の議事進行は越智会長によりしくお願いいたします。

（越智会長）

承知しました。それでは、議事の方に入らせていただきたいと思います。

議事次第を見ていただきますと、次は第 7 番目になるのだらうと思うのですが、先ほど「条例制定の経過等について」、事務局の方から御説明をいただきます。よろしくお願いをいたします。

■事務局説明

（事務局）

失礼いたします。育成課長の石田でございます。

ここに本日の議題として挙げております「条例の制定の経過等について」、御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

お手元資料の方の「資料 2」というふうに打っております A 3 横長の資料がございます。そちらの「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例について」ということで、少しお時間をいただいて説明をさせていただきます。

背景は先ほどの市長の挨拶の中にもありましたが、今日の急速な情報化の進展ということが青少年を取り巻く生活環境を大きく変化させてきている。そうした背景の中で、テレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯電話など、電子メディアの恩恵をもたらす一方で、長時間利用によって基本的な生活習慣の阻害、そうした機器・インターネットあるいは携帯電話の利用によって青少年が犯罪に巻き込まれるきっかけになったりするというような問題が出てきているとい

うことが背景としてございます。

経緯といたしまして、平成 12 年（2000 年）から広島市としては、この問題に取り組みまして、啓発のための事業を実施いたしますとともに、広島市青少年問題協議会という審議会がございしますが、そちらの方で審議を重ねていただいております。

この結果、平成 17 年（2005 年）5 月に、広島市青少年問題協議会の方から提言をいただいております。その提言の中で条例が必要であるということで、この提言に基づきまして、本年 3 月に、このたびの条例を制定したというのが流れとなっております。

条例の説明に入ります前に、少し順番がチグハグしますが、この資料の右側の方で、これまで条例等の取組と別に、別にといいいますか、それと併せて本市で取り組んでまいりました事業について若干説明をさせていただきたいと思います。目的としては先ほどの趣旨と全く同じでございます。

この実施に当たりましては、先ほどの青少年問題協議会からの提言のあと、平成 17 年（2005 年）に設置されました、保護者・学校・事業者と本市で一緒になって組織いたしております広島市青少年電子メディア対策推進会議というものが任意団体として設置をされまして、ここと連携を図って行ってまいっております。

事業の大きな中身につきましては、資料の下の方になりますが、取組としては、「引き離す」、「有害情報から守る」、「適正に使える能力を身につけさせるための取組」という 3 本の取組を柱にしております。これは提言の中にも盛り込まれた取組の柱となっております。

主な事業のところですが、市長の挨拶にもありましたが、「ノーテレビ推進事業」ということで、とりあえず、子どもたちをテレビ、「ノーテレビ」と言っておりますが、これはテレビゲームを含めております。テレビやテレビゲーム等から子どもたちを引き離そう、離れてもらおうと、そういう取組を家族単位で申し込みいただきまして、「いま、時間を見つめよう家族でチャレンジ 5・5・5！」と銘打ちまして、5 日間連続、あるいは週に 1 回で、5 週間で 5 日間、あるいは月 1 回日にちを決めて 5 か月間で 5 日間というような、そういう選択をしていただきながら取組を進めてまいりました。

この取組は、17 年度からモデル的に実施を始めまして、18 年から本格実施をしております。参加家族につきましては、右側の表のように、18 年度 8,440 家族、19 年度 7,560 家族と多くの参加をいただいております。

続きまして、「子どものための電子メディア安全教室」ということで、直接、子どもと保護者を対象に電子メディアの利用の問題点など、適切な利用方法なども利用しながら学習する研修会というのを実施いたしております。

参加人数については、資料の枠にありますように、18 年度 40 人、19 年度 44 人、今年度も引き続き実施する予定にいたしております。

次に、電子メディア啓発大会ということで講演会を実施いたしております。これも 17 年度から継続的に実施をいたしております。

特に 18 年度には、本審議会の委員にも就任していただいております群馬大学の下田先生におい

でいただきまして、「中高生のケータイ利用問題と解決の道」ということで講演をしていただいております。

続いて、19 年度には、「ケータイ・インターネットの危険性と家庭の役割」ということで、これは下田先生の奥様でいらっしゃるのですが、下田毬子様、ねちずん村のインストラクターをしておられる方に講師をしていただきまして、市の P T A 協議会の方と共催で講演会を実施いたしております。

そのほか、インターネット学習講座ということで、インターネットと自然体験を組み合わせたような子ども参加の学習会というものも 18 年度から実施しております、18 年度は参加 80 人、19 年度については 191 人の参加をいただいております。

これは携帯事業者等の事業者の方でやっていただいておりますが、E ネットキャラバンというような取組も一緒に検討して、実施していただいております。

条例の啓発ということで最後にございますが、今年度条例が議決されましたので、7 月 1 日以降施行されるということで、この条例の啓発・普及ということで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

これまでのそうした取組を踏まえ、また、左側の表の方になりますけれども、条例の内容ということで、既に目を通していただいているとは思いますが、基本方針を、先ほどから出てきますように、「引き離す」、「有害情報から守る」、「適正に利用するための必要な能力を習得させる」という、この 3 本の柱に沿った条例の基本方針になっております。

広島市の施策としては、啓発活動を推進する、フィルタリングの普及活動ということにしております。それぞれ、広島市、保護者、学校、事業者、市民の責務と青少年自らの努力についても条例の中で規定をさせていただいております。

本条例の特長として、事業者の取組として、特にパソコン、携帯電話などの販売・貸付等をする場合、その種類に応じて事業者にはフィルタリングに関して次のことを求めています。

18 歳未満の青少年の利用が見込まれるという場合について、パソコンなどの販売・貸付をする際はフィルタリングの機能を勧奨しなければならない。携帯電話はフィルタリング機能を備えた上で販売・貸付をしなければならない。インターネットカフェはフィルタリング機能を備えた上で利用させなければならないというような具体的な義務規定をさせていただいております。

この規定について遵守をしていただけない事業者に対しては、市が立ち入り調査、指導・勧告を行いまして、それでも改善されない場合には事業者名等を公表するという規定も盛り込んでおります。

審議会の設置もこの条例の中に規定をしております、この条例は 7 月 1 日ですが、この審議会に関する条項についてのみ 4 月 1 日施行とさせていただきまして、本日、第 1 回の審議会を開催させていただいております。

これまでの条例に対する我々の方の取組あるいは電子メディアについての取組、条例の簡単な内容について御報告申し上げました。以上でございます。

■質疑応答

(越智会長)

ありがとうございました。

ただ今の御説明でございますけれども、何か御質問あるいは御意見がございましたら、お願いいたします。

御質問はございませんでしょうか。

少し伺いますけれども、このたびの取組には、広島市青少年・電子メディア対策推進会議、そういう組織をおつくりになって、全面的に連携すべきというお話ですけれども、こんなふうに加わっていらっしゃる事業者ですけれども、こういう場合の数ないしは、もし可能であれば固有名をうかがった方がいいかもしれませんけれども、何社ぐらいありますでしょうか、また、どういう領域の事業なのでしょうか。

(事務局)

この青少年・電子メディア対策推進会議につきましては、本市も入っておりますけれども、事業者といたしまして、NTTドコモの方に入っております。販売店ということで、デオデオの方が事業者の方から入っているということでございます。そのほか、団体といたしましては、市のPTA協議会とか、市の子ども会連合会、そういう子どもに係わる団体等と、青少年健全育成連絡協議会といった子どもに係わる団体の方にも入っております。

(越智会長)

ありがとうございました。

何かございませんでしょうか。おわかりに少しなりにくかったことの確認でもかまいませんけれども、何かございませんでしょうか。

(事務局)

失礼しました。

先ほどの青少年・電子メディア対策推進会議につきましては、本日、委員になっていただいております小田委員が会長をおやりになっております。

(越智会長)

あと、何かほかに付け加えて。

(小田副会長)

今、課長が言っていたものに付け加えまして、販売業者、プロバイダー、あとは、今もお話ししたのですけれども、幼稚園・保育園のPTAの協議会、保護者の協議会というのにも入っていらっやいます。テレビ系の方も協力をいただいております。ドコモさん、プラス中電系の

同じような系列のところも入っていただいております。あとは、新聞関係の報道の方、そういった方も参加していただいております。

広い領域の方で、もちろん、県警の方も来ていただいております、ほぼ、そういうことに関係している方々を網羅しているのですけれども、なかなか集まる時間等が、皆さん、お仕事を持っていらっしゃるので、全員が集まるということがなかなかできなかったもので、今回の審議会のようなものができて、また、我々が活動するところが、もっと情報を持ちながら動いていこうというところで、審議会にも参加させていただいているということでございます。

(越智会長)

初回でございますので、まだまだこれからいろいろなことをお伺いする機会もございますから、御質問がないようでしたら次の議題の方に移りたいと思います。

■議事「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準について」

(越智会長)

次は、第8番目になりますけれども、「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準について」、この基準について審議していくことになりますけれども、まずは、事務局の方から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■事務局説明

(事務局)

それでは、フィルタリングの機能の基準についてということで、先ほど市長の方から皆様方の方に諮問をさせていただいたわけですが、フィルタリング機能についての現状について、私どもの方から若干説明をさせていただきます。

なお、本日の開催の案内と一緒にフィルタリングというものはどういうものかという簡単な資料というものは、既に配らせていただいたと思いますので。また、お手元に本日の資料として資料3を用意させていただいておりますので、それに基づきまして、現状等について若干説明をさせていただきますと思います。

まず、電子メディアの使用状況あるいは被害の状況ということについて、最初に御説明をさせていただきますと思います。

青少年のインターネットあるいは携帯電話の所持状況なのですけれども、広島市内の小学生と中学生、これは市立に限定させていただきますけれども、携帯電話の所持状況を昨年、「全国学力・学習状況調査」で、その中の質問項目の中で調べております。

これについては小学校6年生と中学校3年生についてのみの調査になっておりますが、「携帯電話を持っていない」というのが全体の69.4%、「携帯電話を持っている」というのが30.4%、約3割の子どもが小学校6年生の段階で持っている。持っている子どものうち、そこに、「全く、又はほとんどメール・通話等をしていない」というのが6.3%、「時々している」というのが14.7%、

「ほぼ毎日している」というのが 9.4%という内訳になっております。

同じように中学校 3 年生では、「携帯電話を持っていない」というのが 44%で、「携帯電話を持っている」というのが 55.7%、約 6 割近い生徒が持っている。「ほとんど全く利用していない」というのが 4.2%、「時々利用しているのが 20.5%」で、「ほぼ毎日利用している」というのが 31%というような状況になっております。

また、同じように全国のレベルで見ますと、全国の小学生、中学生、高校生のパソコン・携帯電話の使用状況ですが、まず、パソコンの使用ということでいえば、これは、調査が「第 5 回情報化社会と青少年に関する意識調査」ということで、国の内閣府の方が 19 年 3 月に取りまとめた調査でございます。小学生で 77%がパソコンを使用している。そのうちのインターネットを使用しているのが 58%。中学生でいえば 81%、そのうちインターネット利用が 68.7%。高校生では 88.6%、インターネット使用が 74.5%というふうな状況になっております。

携帯電話の方ですが、小学生で 31%、中学生で 57.6%、高校生で 96%ということで、小学生と中学生につきましては、本市の小学校 6 年あるいは中学校 3 年の調査とほぼ同様の数字になっております。

インターネットを使用しているのが、携帯電話で小学生 27%、中学生が 56%、高校生で 95.5%というような実態がここに出ているということとはございます。

こうした機器を使ってインターネットをやる、接続するわけですが、そうしたインターネットを介した青少年の被害状況というものについても少し説明をさせていただきます。

広島県の福祉犯罪の被害状況というのが県警の方で取りまとめておられます。福祉犯罪といいますのは、その下の方に少し小さな字で書いておりますが、18 歳未満の子どもたちが児童買春、あるいは県の青少年健全育成条例違反、あるいは風俗営業関連の違反等々で被害に遭っているという県警の段階で掌握されているものがあります。

それが平成 17 年度は全体で 169 人ということになっています。そのうちインターネットを介した事案というのが 16 人。平成 18 年度は 174 人、そのうちインターネットを介した事案が 35 人。19 年度が全体で 233 人、インターネットを介した事案が 50 人ということで、そこに全体に占めますインターネットを介した事案の比率を書いてありますが、17、18、19 年と増えているという状況が出ております。

続きまして、1 枚めくっていただきたいと思います。

事業者からの「フィルタリングサービス提供の状況」でございますが、機器によるフィルタリングの設定の違いというのが、まず、ございます。

パソコンによるインターネット利用はパソコンごとにフィルタリングの設定が可能であるために、それぞれの個々で設定をする。ただ、携帯電話につきましては、携帯電話事業者のサーバーの一括管理になっているということで、サーバー側での管理をするというふうになっております。このため、携帯電話については、事業者の提供するサービスを利用するということになります。フィルタリング機能の基準を設定する上でも、この違いを踏まえて考える必要があろうというふうに考えております。

まず、パソコンにおけるフィルタリング機能の基準について、現状ですが、フィルタリング等によりインターネット上のウェブコンテンツを選択するための分類・格付け基準として、レイティング・フィルタリング連絡協議会というのが財団法人インターネット協会の方で事務局としてやっておられるような会がございます。そこで SafetyOnline 3 という、これはバージョンになるわけですが、として策定をしておられます。

その内容について、その下の方にそれぞれ「フィルタリング項目」というものを設けております。それぞれのジャンルを「区分」という形で分けまして、それぞれの「具体的内容」をそれぞれの区分ごとに定めまして、これに該当するものについてはフィルタリングしていくというのが望ましいという、そのような基準になっております。

形式に関する項目もございまして、例えば、参加型サイトということで、サイトを閲覧するだけでなくサイトに書き込みができるサイト、例えば、掲示板であるとか、ブログ等々などがこれに該当いたします。チャットというものがございまして、これは、複数人がインターネットを経由してリアルタイムで会話といたしますか、文字での会話を行う仕組みというものについては、例えば、15 歳未満利用については制限するというようなこともございます。

ショッピングサイトにつきまして、インターネットを通じて商品を売買するサイト、例えば、通信販売やオークションのサイト、これについては 12 歳未満の利用を制限するというような形式に関する項目も収めてございます。

続きまして、携帯電話事業者の提供するフィルタリングサービス。こちらについては、実際に携帯電話事業者が提供しているフィルタリングサービスの種類としては、現在、ホワイトリスト方式とブラックリスト方式がございまして、この 2 種類のフィルタリングサービスが無料で提供をされております。このほかに利用時間制限のサービスを提供している事業者も一部ございます。

このホワイトリスト方式、ブラックリスト方式というものでございまして、ホワイトリスト方式というのは、そこに括弧書きで書いておりますが、携帯事業者提供リスト方式ということになります。一定の掲載基準を満たした公式サイト、これは携帯事業者の方がその基準を設けて、そこで定める公式サイトということで、そこだけにアクセスできるというようなものになっております。

課題としては、その公式、ここは絶対に安全だというふうな事業者の方が設けたサイトのみにアクセスできるということですから、多くの、そのほか有害ではないサイトというものも当然排除されるというような課題はございます。

そこにありますように携帯電話が個別に公式サイトを認定するというので、そこにある携帯会社の意思といたしますか、意図といたしますか、というものの可能性も、入ってしまうということもございます。

次に、ブラックリスト方式ですが、これは特定分類アクセス制限方式という、少し難しい言い方をしてあるのですけれども、アクセス制限すべきカテゴリーに属するサイトへのアクセスを制限するというふうになっております。

これは、フィルタリングリストを提供する会社がございまして、その会社が提供するリス

トを使って携帯電話事業者がアクセス制限すべきカテゴリを選択していくということでございます。

先ほど SafetyOnline 3 というような説明をさせていただきましたけれども、そうした区分等を使いながらフィルタリングしていくということになるかと思えます。

これについては、課題としては、規定されたカテゴリに分類されると有害でないサイトもまとめて排除される。例えば、ヌードということになりますと、自動的に形式的なものも排除されるというようなことがあるということでございます。携帯電話会社がフィルタリングをかけるカテゴリを判断するということがございます。

ただ、どうしても、もう一つ、ここには書いていませんが、ブラックリスト方式、これはホワイトリスト方式も同じなのですけれども、「完全に」というのが担保されるかということになると、ブラックリスト方式の方が漏れて有害サイトに接続される可能性は高いというのが、一つ、課題としてもあろうかというふうに考えております。

その下に表にしておりますけれども、ホワイトリスト方式で閲覧可能なサイトということで、例示でございますけれども、A 事業者のホワイトリストであれば、例えば、こういうようなものは閲覧可能であるというようなことでございます。例えば、天気、ニュース、交通、地図、レシピ、着うた、スポーツ等々でございます。

ブラックリスト方式のカテゴリについては、不法・違法と思われる行為、違法と思われる薬物、不適切な薬物利用に関するサイト。主張、これは軍事、テロ、過激派、兵器、誹謗・中傷、自殺、家出等々、主張一般については排除する。アダルト関係、セキュリティ関係、ギャンブル関係等々のジャンルに分けて、そのジャンルに区分されるサイトはフィルタリングしていくという考え方でございます。

続きまして、1 枚めくっていただきますと、A 4 の資料がございます。

「携帯電話におけるフィルタリングサービスの状況」ということで、平成 19 年（2007 年）12 月に、総務大臣の方が携帯各社にフィルタリングについての取組を強化するようにという要請を行っております。

その後、携帯各社の取組についてですが、フィルタリングの推奨の強化ということで。それまでは、フィルタリングについては、「付けてください」という申込みをされた方のみフィルタリングを付けるということでしたが、その要請を受けて、今現在、携帯各社は基本的にはフィルタリングを付けるというのを仕様にして、どうしても外してほしいという要望のあったところについては外すというような形に、申込み時の取組を変えているというのがございます。

フィルタリング方式については、現状では、ドコモ、KDD I の方がホワイトリスト方式で、ソフトバンク、ウィルコムというところがブラックリスト方式でやっているということでございます。以上、フィルタリングというのはなかなか耳慣れない言葉なのですが、フィルタリングサービスの現状について簡単に御説明をさせていただきました。以上でございます。

■質疑応答

(越智会長)

ありがとうございました。

ただ今のフィルタリング関係の御説明なのですけれども、何か御質問あるいは御意見ございましたら、どうぞお願いいたします。

(下田委員)

先ほどいただいた資料ですけれども、総務省あるいは携帯電話会社あるいはコンテンツサービス会社、各社からの情報を、特にフィルタリングに関する情報なのですけれども、一つは。それだけを審議の材料として出していただくだけでは、たぶん、不十分だと思うのです。

はっきり言うと、私の懸念から言えば、私は最初から i モードタイプの携帯を持たすのならフィルタリングがなければだめだというように言っているものですから、10 年間。ようやく、その体制の動きが出てきたのですが、どういう視点で、この委員会は情報を収集すべきかということについて、もう一度議論をする必要があるだろうと思うのです。事業者サイドの情報だけを基に議論していくというのは審議にならないと思うので、目的は達成できないだろうというふうに私は、まず、考えます。

私のそういう考えに基づいて、さらに踏み込んで申し上げれば、その観点からすると、このデータはまだ不足であるということがあると私は強く感じるのです。

これは群馬県の取組について申し上げるわけですが、私ども 3 年ほど前から、お父さん、お母さん方、保護者の方を中心に、ゲームも携帯もパソコンもそうですが、インターネットの利用は家庭の責任にあるということで、とにかく賢い家庭を増やすというのが戦略だというふうに申し上げてもいいわけですから。

3 年の成果もあって何人かの市民の IT ボランティアの方々が、この間、携帯電話各社のフィルタリングサービスの内容が、なぜ各社違うのだろうということを踏み込んで調べたり、先ほどブラックリストの問題点というようなことを少し端的に申し上げましたが、具体的にどういう視点が不完全だなどというところまで、できれば子どもを守る親の目で、調べる力のない附属の委員会が目的を達成できないだろうというように、我々の経験ではそういうように思います。

では、具体的にホワイトリストは本当に安全か、ブラックリストは問題がある。それに対してホワイトリストは、ややいいとか安全だと業者は言っているわけですが。

実際に学校の教師の方とか保護者が、私どもの方では、ゲームオンライン、ゲーム機や携帯で安全かどうかを、ホワイトリストをチェックすると相当にこれは抜け穴があると。

それは、なぜこのようなことになるのかというようなことを、できれば、この条例に先立って市民の力がある程度醸成されていれば、この委員会の目的はさらに楽に達成できたのだらうと思いますが、これは何にせよ先に形ができたということなのでしょうけれども、要するに中身をどう詰めていくかということをもっと最初少し問題点とさせていたきたいと思っています。

かなり荒い言い方をしたのですが、結論は、審議されるべき資料・データにどの程度、子どもを守り育てる保護者、教員の側に立って使えるものがあるかがこれから非常に重要になる

ということを申し上げたわけです。

最後、私の提案を一つ申し上げますと、私もいくつかのところへ行って、警察庁とかいろいろなところへ行ってみまして、動きは出てきております。総務省は、最初、ある意味では理想的な対応策を出したのですが、揺り戻しがものすごく大きく、実際は当初の理想論よりか現実的ということで揺り戻しが来ていて、結論を言うと、子どもを守り育てるためのフィルタリングではなくて、事業者の商売を守るためのフィルタリングになりかねないと私はそういうふうに今実際に見ています。

それはさておいて、市民の手で実際に調べて、データでこういうところは少し危ないところだなということを我々が審議して、その点をぜひ、この委員会では基調に置いて、言ってみれば、ありきたりの資料ではなく、独自の調査データに基づかなければ出てこないということを申し上げます。以上です。

(越智会長)

ありがとうございました。

少し確認させていただきたいのですが、この揺り戻しという、事業所というか企業の方からの揺り戻しが。

(下田委員)

揺り戻しというのは俗な言い方で、私が思っているのですが。

できればフィルタリング、教育再生懇談会でも言っているように小中学生に携帯を持たせるのであれば、通話機能とGPSだけでいいという考えをしないようにという考えが懇談会でも出ているのです。あれは私の主張していることなのですが。

その先、使わせるということであれば、フィルタリングというものをどう使っていくかという発想なのです、今は、実際は。最初にフィルタリングありきという概念。

海外ではペアレンタルコントロールという視点の概念が生まれているわけですがけれども、メディアに対して。ペアレンタルコントロールという考え方とすれば、最初はインターネットができない携帯を渡しておいて、そして、親と子で話し合っただうしてもいうのなら、このサイトを使わせたいと思いますからサービスを受けますというのが、いわば筋論なのです。

そういうことからすると、まず、そういう考えに立って、今のフィルタリングサービスの実施が日本で行われていないということと。それから、原則論を総務省が出したことによって、業界からインターネットが全くできない携帯を最初から売られると、うちのサイトビジネスは成り立たないという抵抗が現実に出ているのです。そういうことがあるのです。子どもにいろいろネットサービスをしている会社の需要が集まって、フィルタリングを自分たちのビジネスが成り立つ方向で基準をつくらうという動きが出ています、現実には。そういう事情をどこまで我々が組織として分析をしていけるかということになるかというのが大きな鍵になるというように私は思います。

(越智会長)

確かに、例えば、フィルタリングソフトという市販のものもございますけれども、日本の販売実績というか、売れている数とアメリカの数では全く雲泥の差です。アメリカはフィルタリングソフトの業界というのはかなり大きいですが、日本は、あるにはありますけれども、子どもに携帯やパソコンを買い与えても併せてそれを購入するという伝統がまだしっかり根付いていない、それは確かです。

ペアレンタルコントロールというのはそういうところにも係わってくるような問題だろうと思いますし、確かにフィルタリングというのは子どもを守るためのフィルタリングソフトというように目的は明確であって、それをしっかり忘れてはならないようにしなければいけない。

確かに、事業者サイドの当事者というか事業者も我々は考慮に入れなければいけないところがございます、ですから、先ほど実は推進会議に事業者はどういうものが入っているのかというのを質問させていただいたのは、実はそれとの係わりもあったわけですが、今後、いろいろなデータをできる限り集めていきたいと思いますけれども。

下田先生は、ずっと長くこういうことをやっていらっしゃって、しかも群馬大学の方でも、かなり着実な市民レベルの活動をやってこられた方ですので、数あるデータをお持ちだろうと思いますので、また、適切なデータのことができますれば出していただきたいというふうに思っております。

ほかにはございませんか。

(小田委員)

今の下田先生がおっしゃったことというのは、私は非常にポイントをつかれていると思うのです。この審議会が、今、条例化したことによって、ある程度いろいろなところ、事業者側に対する抑止の効果は出てくると。それを具体的にどういうふうにするかというところを連携した審議会にならないと机上の空論で終わってしまう気がしてなりません。

ですから、こういったところを審議会の方でも、フィルタリングソフトというのは皆さんも御存知のとおり抜け道はいくらでもあるわけですから、それをあまり追っかけていきますと先ほどおっしゃったとおりで、業者さんの思い通りの流れに沿ってしまって、青少年の健全育成にはほとんど、まあ、ほとんどとは言いませんけれども、被害が減っていくということはおそらくないだろうと思います。

並行して、この審議会の中で課題・テーマにしたものが下で動いていく組織をもっと構築していく必要が私はあると思いました。

特に子どもは推進会議をやっていたときに我々の限界ということが実はありまして、これ以上のことを言っても、向こうは何もブレーキには掛からないようなところがたくさんあったわけですね。

子どもたちにとって、先ほども出てきました情報のリテラシー教育というのをぜひ並行して

我々は考えていかなければいけないと思います。

要は、子どもたちがそれを選択できる能力をいかに身につけるか、そのことによって子どもたちは、「あっ、ここに入っていたらこういうことがある、ああいうことがある」ということをきちんとわきまえてインターネットを使うというような流れにもっていった方がポイントになるのではないかと。だから、そこらへんを我々の方も、審議会の方から、要は、こういったものに関して、子どもたちを電子メディアから守ろうという、そういう組織をもっともつつくっていくという作業をしていただければ非常に助かると思います。

大体、我々がこれまでやってきた行動の中で、そういった講演会、講習会に出てこられる方というのは問題のない家庭がほとんどです。そこに出てこない人たちや家庭が問題であり、そのところをもっと掘り下げていただきたいというのが、我々が今まで現場でやってきた中でのポイントになると思いますので、単に流れ的に審議したものが下部組織まで動いて行って、そして、それが青少年に影響を与えるという流れづくりも並行してやっていただければと思います。

先ほど下田先生がおっしゃった資料についても、私も全く同感でございまして、ここに出ている資料というのは、もしかすると、もっとパーセンテージが高くなるというのは確実に思っています。

我々も実際に学校等へ行ってやったときに、基本的には学校は持ち込み禁止ですから私は持っていないと言います。そのところは入っていないというのを非常に心配なポイントになっておりまして、子どもたちが持ってきていいという段階というところで、全ての学校が持ってきていいという状況で調査をした結果であれば、それなりの信憑性も出てくるとは思いますけれども、基本的には中高、ほとんどの学校が持ち込み禁止になっていると思いますので、そのへんのところもしっかりと押さえていただきながら、この問題のデータ・資料はつくっていかねばいけないのではないかとということを現場サイドでやった人間として少しお話をしておきたいと思います。以上です。

(越智会長)

ほかにはございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(福田委員)

一番、保護者の立場として、今日の審議会に参加させていただいていると思うのですが、この条例ができたことに対して、本当に皆さんが子どもたちの健全性を考えていただいて、これの形をつくっていただいたというのは、まず、感謝しております。

いろいろな問題が起こる中で、子どもたちも、とても賢いので、何が悪いのかというところに入っていくのです。

なので、形があるというのは、とてもありがたくて、この条例を大切に大切に、一つ一つじっくりと考えながら、子どもたちを抑制できる一つの材料というのは変ですけども、そういう形

に利用していけたらいいなというふうに今ここにいて思っております。

子どもたちの、皆さん、現状はよく知っていらっしゃると思います。この資料にある以上に、どんどん、どんどん、フィルタリングが掛かっていてもブログというのできるの、ブログの中で自分たちの本当によくないものを写真で送り合ったり、情報も、インターネットに入らなくても子どもたちだけで、ブログだけでそういう情報を共有して、薬を手に入れたり、そういうよくない人との交際をしたりということも、もう平気でできる子たちも出てきているのが現状です。

あと、フィルタリングを掛けられたら、とても困るのだという部分から、もう既に抜け出ている子どもたちもいます。パソコンと携帯とを使ったゲームであったり、そういうものをひと晩中やっていたりとか、本当に現状は、どんどん、どんどん、子どもたちは、すり抜けて変えていっているのが現状なので、そのへんをしっかりと皆さんで考えていただいて、よりよい条例にするために審議できたらいいなというふうに今、本当に思っています。もう待ち望んでいたもので、本当に待ち望んでいたもので、保護者としては一生懸命に考えて、なかなか私も意見とか詳しいこととか、よくわからないのですが、いろいろな情報をできるだけ提供しながら、親として考えて、皆さんと寄り添って考えていけたらいいと思っておりますので、そのことを一言言わせていただけたらなと思ひまして、よろしくお願いします。

(越智会長)

ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

(松田委員)

松田と申します。

私の場合はITのコンサルタントということで入っているのですが、この前までは市P協の方へも入っていましたし、今は国泰寺高校の役員をしていますから、PTAも現役です。

私がこういう仕事をしているので、うちの子どもたちは大体2歳前からコンピュータを使っていました。今、大学2年の長男は小学校1年のときにホームページをつくっていたというぐらいです。ですから、一般の御家庭よりは早くからこういうことは使っていたと思うのです。ただ、時代が違っているので、うちの子どもたちが小学1年でホームページをつくっていたときには名前も出していた、どこに住んでいるのかも出していた、学校名も出していた、メールアドレスも出していて、子ども宛に来るメールで一番多いのは東京大学の学生さんで、その次がコロンビア大学の学生さんで、というような時代だったのです。ですから、まるっきり今とは違っています。

今、高校に行っている子どもは携帯電話を持っていないのです、男の子なのですけれども。これは、本人が持たたがらないので、母親は持たせたがっているのですが、持たたがらないので持っていないのですが、クラスでは一人だそうです。クラブでも一人だと。

クラブでは、とにかく松田君に連絡を取るのには不便だから携帯を持たせようという会ができて

いるというぐらい珍しいのです。ですから、おそらく、この資料よりは、はるかに多くのお子さんが持っていると思います。

ただ、インターネットにずっと係わってきた者としては、フィルタリングというのは少し残念な処方だなどとは思っているのです。もちろん、そうするしかないという状況は十分わかっているのですけれども。

先ほどブログで抜け道があるとおっしゃっていましたが、例えば、今どき、i Pod という音楽の携帯プレーヤーがありますが、若い人は今、その i Pod で音楽も聴く。最近の一番新しい機種などでは、i Pod が全部インターネットでできるのです。別に携帯がなくても本当に音楽プレーヤーでそういうものができてしまうという時代になっているわけです。

ですから、フィルタリングは必要、既に御意見が出ていますように、家庭のリテラシーというのはどうしても不可欠だし、それが最終的には上がってこないとうにもならないだろうなというのを強く感じていまして。

例えば、我が家では Windows は使っていないで、ずっと Mac なのですが、私は仕事では、もちろん Windows を使っていますけれども、Mac は昔からペアレンタルコントロールを持っていますので、うちでも使ってはいました。もう高校になってからはフリーパスにしていますけれども。

リテラシーを上げるということと規制を掛けていくということをうまく結びつけられないかなと思っています。例えば、フィルタリングのレベルというのはいろいろあると思うのですけれども、フィルタリングのレベルをできるだけ細かくして、その子の、例えば、携帯なら携帯に対するリテラシーと保護者のリテラシーに応じたフィルタリングを義務づけるとか。

だから、頑張ってそのことを勉強すれば、もう少しポイントの低いフィルターのところに行けるよ、みたいなことがあってもいいのではないかなという気も少ししています。ですから、もう無条件に掛けてしまうのではなくて、最終的にはリテラシーが上がっていくことが一番の目的なので、フィルタリングもそれを引き上げるような役目ができればいいのではないかなという気がします。

ですから、本当に今、私などは個人的に、例えば、迷惑メールというのは1日500通くだらないくらい来ています。結構いろいろところで、ホームページで出ていたりするものですから、今さら消しても消しようがないほどメールアドレスが残っていて、そのくらい来るわけですから。

これも、要するに引っ掛かる人たちがいるから来るわけです。愉快犯もいますけれども、ほとんどは金儲けで流しているわけですから、大量に、もう何億となってメールを出す人たちはほとんど金儲けなので、お金を出す人がいるから、結局、いつまで経ってもなくなるわけでは、だから、ここのリテラシーを上げていくということが一番の目的にして、その手段としてフィルタリングがうまく使えればなというふうに考えています。以上です。

(越智会長)

ありがとうございます。

確かに、一律に、この条例に対応するようなフィルタリングの形みたいなものを決めるよりは、今おっしゃったようにいろいろなタイプの、厳しいものから、やや緩やかなもの、あるいはジャンル分けとか、そのへんを考える余地というのは大いにあるかもしれません。

それで思い出したのですけれども、私が以前、情報モラルの関連の資料というのを依頼されてつくっていましたときに、いろいろな全国各地の学校の状況を調査したことがあったのですけれども、あれは鹿児島県だったと思いますけれども、ある中学校では免許制にしていたところがありました。

生徒会が免許を、きちんと適切に利用する生徒に免許を出すような非常におもしろい試みをして、お互いに啓発しながらリテラシーを高めようとしていたところもありました。いろいろなアイデアというのも、おそらく可能なのだろうと思います。

ですから、先ほど情報のことを聞きましたけれども、まずい事柄に関する情報だけではなくて、場合によっては非常に明るい、いろいろなやり方を取っているところに関する情報もあるかもしれません。もしそういうのを御存知でしたら、あるいは、また新たに入手されましたら御披露していただきたいと、そんなふうに思います。

(下田委員)

すみません、一つだけよろしいですか。

(越智会長)

はい、どうぞ。

(下田委員)

松田委員のことについて。御意見に私も賛成ですけれども。ただ、この会で、最初にきちっと整理しないといけないことがあるだろうと思います。

フィルタリングという場合、パソコンと、ここに書いてあるように携帯とは違うという形でサービスを提供しているわけです。パソコンの場合は、言ってみれば食堂のメニューみたいなもので、親子で入って、「どれを食べたいの」と、「あなたには、まだこれは早いよ」と、そういうペアレンタルコントロールの方が効くわけです。それが理想だと思います。

携帯は現実にはそういう形になっていないわけです。問題が多いですし、国も国をあげてこれから議論しようとしているのは携帯の方ですし、日本の子どもたちのインターネット利用は明らかに携帯から始まっているのです。ですから、ここを分けて、まず、携帯の方を考えていく。我々の議論が拡散しないように焦点を絞る必要があるのではないかと現実問題として、ということ、まず、言いたいと思います。

それから、福田委員の方からのいくつかのお考えも全く私も賛成でして、条例というフレームはできたけれども、中身をどうつくっていくかということで、私は、勉強した保護者がこの会に

口を出して、実際に携帯のフィルタリングについてわかっている方々が、実際に親として自分が持っている、あるいは子どもに持たせた携帯で心配な点はどこなのだとすることをきっちり調べて、そして、条例の中身をつくっていくという、そういう実態に即したデータも含めて、それがないとこの条例は、ある意味では、ひょっとすると形だけのものになってしまうのかなという私も懸念を持っておりまして、ぜひ、市民グループの力も、この委員会だけでは、たぶん、対応できないものが出てくるだろうと思います、私どもの経験から言っても。

一番重要なのはブラックリストといいますか、パーソナルメディアの根底には、携帯とインターネットは違うということ、インターネットとパーソナルメディアとは違う。そして、インターネットとパーソナルメディアの利用責任は個人であり、未成年者をインターネットの中で守るためには、社会的責任能力が問えないので、親が与えて使わせる以上は責任を持たなければいけないという、これがグローバルスタンダードだと思うのです。

その観点で審議会としては、普通の市民がここまで勉強して条例の中身を詰めていきますよという、そういう何らかのチャンネルを持たないと、たぶん、話は拡散してしまうし、実効性のあるものはできないのかなという気がします。このお二方の御意見について、以上です。

(越智会長)

ありがとうございました。

気を引き締めて、名ばかりのものにならないように頑張っていきたいと思います。

ほかに御意見があるかもしれませんが、少し確認だけさせていただきたいのですが。事務局側にお伺いしますけれども、広島市内の小中学生の携帯電話の利用状況がございましたね、1枚目の最初のところに。

この利用状況の中に通話やメールと書いてあるのですが、Web の利用ですが、これは、数字はないのですか。

特に、いわゆるアダルトというか、出会い系サイトといわれるものに係わるものには必ず Web を利用して、そこから最後にはメールになるかもしれませんが、そういうところが入口になるような気がするのです、一般には。

Web をどのぐらい小学生や中学生が利用しているのかというのは調べてはいらっしゃらないのですか、いかがでしょうか。

(事務局)

今回御提示しております資料は公的な資料ということで整理をさせていただいております。そういう意味で若干、全体の資料について実態とどうなのだという御意見が出ているのかなというふうに思っております。

今、会長の方から言われた携帯電話の所持状況のところの中身なのですけれども、設問が通話やメールの利用状況ということでの設問になっておりますので、実際にインターネット Web サイトへの接続という観点からの設問にはなっていないということになっておりますが、そこが出てき

てないと思います。

(越智会長)

もし調査をされるのならそれがないと、今は、例えば、フィルタリング、ホワイトリスト、何とかという説明を受けて、すぐ議論をしているわけですが、では、携帯でどれぐらい Web を利用しているのかというのがわからなければ、あまりきちんとした議論にはなりにくいのではないかなという気がしますので、もし今後、近々、調査をするそういう予定がございましたら、併せて調査していただきたいなと思います。わかりました。

もう 1 点、これは調べればわかることなのですが、この際、伺いたいのですけれども、これは最後の資料になりますけれども、携帯電話各社がフィルタリングサービスをし始めたという御報告がございました。総務大臣側の要請があった、本年 4 月ぐらいから徐々に始めたということなのですが、これはペナルティというのは全く、要請ですから、おそらくペナルティがないというように考えてよろしいのですね。

(事務局)

はい。

(越智会長)

はい、どうぞ。

(豊田委員)

今月の 28 日に、出会い系サイトの法律が一部改正されまして、その関係でフィルターについては努力義務です。

(越智会長)

努力義務ですか。

(豊田委員)

はい、あくまでも努力義務です。

その中で、この施行が、今、だから、6 月初旬ぐらいに公布すると、法律で一部改正。これは、フィルターについては 3 か月、あくまでも努力義務、事業者に対する努力義務。それから、あとは実際のこういった事業者についての罰則関係ができるのが、6 か月以内ということは、11 月ぐらい、年度内中だと思うのです、施行自身が。そういう法律があつて私は、今度は取り締まる側になりますので。

ただ、事業者が悪いことをするので届出義務になるのです。必ずそういうことをやる時には届けなさいと。ところが、悪いことをする者は届けませんから、その実態が全国どこもわからない

い。だから、全国、皆、悩んでいます。私たち自身もこれを取り締まるのに、どういうふうに態勢を整えてやろうかと、これは片手間ではできないです。そういう切羽詰まった、そういった、国会でこの前、28日に決まりましたので、いうことは、今度は6月に公布があつて、施行自身が、今のフィルタリングが3か月以内。それから今度、実際の事業者に対するものについては6か月で、11月になるかもしれない。そういったフィルタリングについても少し切羽詰まったところへ入っている。

努力義務というのは少なからず、事業者については罰金があるのです。罰金があるけれども、このフィルタリング自身が、では、事業者にとって利益になるまでに、なかなか後回し、後回しになるのではないかと、そこらが少し我々の、まあ、いいです、はい。

(越智会長)

ありがとうございます。

ほかに御意見は、はい、どうぞ、平田委員。

(平田委員)

弁護士の平田です。

私もそんなにフィルタリングのことについては詳しくないのですが、今、中間取りまとめの方などは少し見えています、総務省の検討会の方ですね。

今ここで、もちろん、保護者の方とかの話を聞くと非常に深刻な状況になるという立法背景とか立法事実もよくわかります。ただ一応、弁護士の立場として、いろいろ憲法上の権利だとか、そういったものの、そういうことの関係もあつてここに呼ばれているのだろうと思うのですが、子どもがどういう情報を受け取る権利というものもありますし、発信者側が表現する、それを伝えるという権利もあるわけで。

もちろん、子どもがうまくいって、非常に悪い情報を除外して、子どもが受け取るということが実現できればいいのですが、フィルタリングを考える際には、ホワイトリストとかブラックリストの問題も言われておりますけれども、過度な規制というか、過度に情報の伝達や受領が妨げられるようなことになってはよくないなというふうに思っています。

先ほどの副会長も松田さんの方も言われたのですが、どうやっても抜け道というのは出てきますし、総務省の中間取りまとめでも、結局は自己責任ではないのですが、事業者側の責任で、下田先生もおっしゃってございましたけれども、保護者側がきちんとやってメディア・リテラシーを高めていくことがなければ、結局、解決しない問題だと思いますので、私は、松田委員がメディア・リテラシーを高めていくということを目的としたフィルタリングを実現すべきだというのは非常に共感が持てました。以上です。

■その他

(越智会長)

はい、ありがとうございます。

初回にそのようにいろいろと御意見をいただきまして、できれば今後も熱い議論を重ねて取りまとめに向かっていきたいと思っています。

まだ御意見があるだろうと思いますけれども、今後、こういう議論をまとめていくことに当然なるわけでございまして、その取りまとめについて、先に事務局の方から御説明をしていただいた方がよろしいかと思うのです。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日が第1回ということで皆さん方にいろいろな御意見をいただきました。

本日、市長から諮問いたしました「フィルタリングの基準について」ということで、次回、6月半ば、また日程については少し御協議いただこうと思っておりますが、第2回の審議会を開催させていただいて、そこでは「答申」という形でまとめさせていただきたいなというふうに思っております。

そうしますと、その間、日程的に考えますと、本日の皆さん方の御意見を基にということになりますが、私どもの事務局の方で答申の原案というようなものを少しつくらせていただいて、次回審議会までに、事前に皆様方に郵送して、お送りして御意見をいただいて、その上で第2回の審議会で原案として御提出して、また再度そこで御議論いただいて答申の形にできればなというふうに思っております。

時間がない中で細かな基準ということで、先ほど下田委員の方からもございましたように焦点を絞って、中身も少し絞って、全てについて、この基準を細かく決めていくという作業に、少し今回はなるか、ならないかというようなところもございしますが、基準についての大まかな設定というものを、このたび、条例の施行に合わせたという形で答申をまとめていただくように考えております。

そういうスケジュールで次回までに皆さん方に原案を郵送させていただいて、御意見をいただいて、それを次回にまた案として御提示して審議していただく、その中身について御審議いただくというようなことで今回の諮問事項についての取りまとめをさせていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(越智会長)

そのたたき台というのは、いつ頃送っていただけるのでしょうか、スケジュールは。

(事務局)

10日前後には一旦、皆さん方にお送りできればと思っております。

(越智会長)

それを基にそれぞれの委員がお考えをまとめて、また、第2回ですか、6月中旬に集まって、

再度、答申というか、議論するということですかね。

第2回以降のスケジュールというのはどういうふうになっているのでしょうか。

(事務局)

本年は審議会を4回程度開催させていただくというふうに考えております。3回目以降につきましては、現在の時点では、まだ、具体的な諮問事項等、具体的な項目としては、まだ設定しておりませんが、我々の方の取組みといいますか、広島市青少年と電子メディアとの係わる取組みについて、先ほど具体的な御意見もいろいろと、例えば、保護者の方でそういう、実際に携帯によるそういうインターネット接続についての課題なり何なりを調べるというような取組とか提言も少し出ておりましたので、そのへんについて少し御議論いただければというふうには思っております。

(越智会長)

わかりました。

ということで、そんなに悠長な時間は与えられていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。少し集中して、次回までにお考えをまとめていただければと思うのですが。

折角ですから、最後に、まだもう少し時間がございますので、発言を、ええ、発言をまだしていらっしゃる方の御意見をお伺いしておきたいと思います。どうぞ。

(石田委員)

広島大学の石田といいます。

今日は臨床心理学の立場で私は呼ばれているのですけれども、あまり私もこういうことに詳しいわけではないのですけれども。ただ、仕事柄、中学校、小学校のお子さんのおられるお母さん方とお会いすることが多くて、スクールカウンセラーの仕事を10年近くやっている中で、子どもが不登校だとか、ひきこもっているとか、いろいろな問題を保護者の方が持ってこられる、友達関係がうまくいっていないとか、そういう話が出てくる中で、やっぱり、しばしば、携帯でトラブルっているという話などが出てくるわけです。「どうしましょうか」という感じになってくるので、こちらも「困りましたね」という感じになるのですけれども。

私は、こういうことはあまり詳しくないので、今日ここへ来るに当たって少し勉強しようと思って下田先生の講演の、インターネットのところに載っていたのを全部読んできて、最後のところにペアレンタルコントロールというのが出てきて、まさにこれだと私は思っているのですけれども。

ただ、相談に来られた保護者の方々のお話をいろいろ聞いていると、例えば、インターネットに限らず服装だとか、勉強だとか、そういったところでも、なかなか親がコントロールしにくい状況というのがいっぱいあって。

特に思春期ぐらいになると、ますますコントロールがきかないということは皆さんも御

存知だと思うのですけれども、この思春期に入ってからコントロールを掛けようというのは、少し遅いのではないかなという感じもするので、もっと早い時期からコントロールをうまくしていけるような、それはインターネット、携帯に関連する以外のものでも、親がうまく子どもとコミュニケーションを取って、大事なところのコントロールをきちんとできるような、そういう関係性ということをもっと幼い段階からつくっていかないと、思春期に入っても、子どもたちがたくさんいろいろな要求を抱えた中でやっても、難しいのではないかなというのが一つ実感として感じる場所なのです。

今回、待ち望まれた条例ということなのですけれども、では、私たちは数多くある条例をどれぐらい普段から意識して知っていて生活しているかという、意外に知らないことが多くて、私は、ついこの3月まで徳島県にいたのですけれども。

これは、私が知らないだけなのかもしれませんが、雨の日に傘をさして自転車に乗ってはだめなのです。条例で禁止されている。でも、このようなことをしている大人はいっぱいて、大事な条例というのはたくさんあるけれども、私たち市民の中に届いていないか、届いていてもあまり問題意識、自分は大丈夫だというような形であり重視されていない。だけれども、ものによっては非常に重大な犯罪につながる可能性のあるような問題なので、この条例をいかに家庭の中にきちんと伝えていくか、そして、それをきちんとキャッチした親が子どもたちにどんな言葉で、その大事なところを伝えていくか、この具体的なところというのを考えていかずに、一応こういう条例になっています、こういうルールです、こういうふうにしましょうとやっても、なかなか親御さんは実際に子どもたちに向かって大事なことを伝えていけるかという、やっぱり、難しい。そういうのを携帯に限らずなのですけれども、なかなか親御さんに実際難しくなっているとところと一緒に我々がどういうふうに考えていけるか、このあたりまで突っ込んでいかないと、いいものを我々がつくっても、なかなか活用してもらえないというふうなことがあるのかなということを学校現場に行き、ずいぶん感じました。

問題意識が低いだけでなく、問題意識以前のところで、まだそういったことについてよくわかっておられない御家庭もたくさんあって、それをどういうふうに伝えていくかということが我々の責務というか、使命でもあると思うのですけれども。

少しずれたところからの話で申し訳ないのですけれども、現場に行き子どもさんと向き合っている親御さんたちのいろいろな悩みとかということから考えると、そうした視点ということもとても大事になってきて、そのあたりにおいても今後具体的に考えていく必要があるのかなというふうに感じました。

(越智会長)

はい、ありがとうございます。

確かに、親と子のコミュニケーションというのは、単にパソコンによるインターネット利用とか、そういうことだけでなく、かなり以前から様々なところに波及している問題の根っこにそういうコミュニケーション問題があるということで、よく指摘されていることです。それに対

する配慮、先ほど、リテラシーの教育というものに力を注がないといけないというお話がありましたが、それともつながっている問題です。

それともう一つ、このたびの条例についても周知をしていくという努力はしなければいけないと思います。ありがたいことにメディアの、もうお帰りになった方もありますけれども、まだ残っていらっしゃるので、まず、そのあたりを新聞等でこういうものができたということをぜひ報道していただいて、そういう意味でも力を貸していただきたいなというふうに思います。

確か、ええ、小野委員も発言していらっしゃるなかったので、お願いします。

(小野委員)

すみません、保護者の立場から少し言わせていただきたいと思います。本当の現場の立場の人間なのですが、親自身も何が悪いのかわかっていない親がすごく多いのです。だから、子どもの教育がほとんどできない親というのがほとんどで、こういう条例をつくっていただいて、皆さんが考えてくださっているというのは、すごくありがたいのですが、それを果たして親がきちんと子どもに教えられるかといったら、私はものすごく疑問に思っているところなのです。

私たちがいろいろ考えて、親の方にもこういうふうにしなさいというような形で言っても親自身は動きません。だから、子どもの教育、情報のリテラシーなのですが、子どもの教育を誰がするのかというのが一番の問題になってくると思うのです。親は、まず無理です、はっきり言って。本当に笑い事ではないのですが、本当のことなのです。

親の教育を一生懸命しようと思って私も中学校のときに4年間ほど執行部をやらせてもらったのですが、一生懸命に親の方にいろいろ説得をしたのですが、結局、わかってもらえず仕舞いで4年間が終わってしまいました。やっぱり、親を変えるというのは無理だなというのを本当に実感として思っています。だから、どこが子どもたちを教育するのかというのが私にとっては一番疑問に思えるところだと思うのです。

(越智会長)

ありがとうございます。

確かに、子どもが変わっただけではなくて、実は親も変わったのだと。子どもを教育するためには変わった親もなんとかしないという議論もございまして。

ただ、このたびの私たちの仕事に関して言いますと、いろいろな親御さんがいらっしゃると思うのですが、子どもがかわいくない親はいないと思うのです。どんな親でも、私は二人子どもがおられますけれども、自分の子どもはかわいい。自分の子どもが危険な状況にあれば当然救ってやりたい、危険があればそれを除きたいというのは、これは共通しているはずだろうと思うのです。

ですから、親御さんに対しても何か訴えてわかっただけのようなそういう対応というのはあるのではないかなと。それを探さなければいけないというか、それが私たちの仕事の一部かも

しれないなというように思います。

もう時間が押し迫ってきています。最後に何かこれは言っておかなければいけないということがございましたら、何かございませんでしょうか。一当たり発言をしていただいたと思いますけれども、何かございせんか。

(石田委員)

私は、この3月末まで携帯を持っていなかった人間なのです。10年前にこれが少しずつ普及したときに、私は絶対にこれを持ちたくないと思ったのです。怖いものだったのです。

粹というものがどんどん取り外されて、いつでもどこでも何でもつながるから怖いなということで10年間持たなかったのですけれども、この4月に単身赴任になってどうしても持たなければならなくなって持っているのですが、確かに便利だなと思います。それでもネット機能とかそういうものは絶対に使いたくないなと思っているのですけれども。

最近、携帯電話をそのへんの電気屋さんで買ったときにいろいろ説明を受けて、ものの30分で契約が終わってしまったのですけれども。

これは、今どきの携帯電話はフィルタリング機能を備えた上で販売しなければなりませんと書いていますが、これはそのへんのドコモのお店とかソフトバンクのお店で、子どもさんあるいは18歳未満の子どもさんたちが買うということがわかったときに、フィルタリング、どうの、こうのという話を窓口できちんとやっていることでしょうか。

(越智会長)

これは7月1日からなのです。

(石田委員)

これからしていくということなのですね。

(越智会長)

はい、条例でできていますけれども、実際に。

(石田委員)

この条例ができれば、いよいよ実際に。

(越智会長)

4月1日でしたか、違いましたか。

(事務局)

条例は7月1日に施行ですけれども、実際は、もう事業者は取組を始めていますので。契約書

がありますね、事業者の方は、いわゆる契約ですから、契約の相手方は20歳以上でないと契約しません。その携帯をどなたが使われますかということで、18歳未満の者が使うということを書いていただいた場合は、フィルタリングをどうですかという、そういう契約書になっています。

(越智会長)

だから、先生はあれですね、18歳以上だから。

(石田委員)

18歳以上だから何もなかったのですね。それでも、やっぱり、怖いと感じますね。そのときに少し問題意識みたいなものが伝わっていけばいいなと思いますけれども。

(小田副会長)

今、実際に伝わっているというか、契約時に今お話にあったように、18歳以上という部分のところで、ほとんど18歳未満ですと言って契約している親御さんがどの程度いるかというのは、これは調査する必要があると思います。ほとんどされていないと思うのです。親が契約しているだけで、ほとんどフィルタリング機能のところまでは行っていないような気がして、行っているのも一部だけだということを我々は念頭に入れておかなければいけないかなと思っています。

(越智会長)

だんだん議論が本格化してきているところですが、当然、このあと御予定の方もいらっしゃると思いますので。先ほど事務局からございましたスケジュールをもういっぺん確認して、そろそろ終りにしたいと思います。

先ほど事務局の方から今回の議論等を踏まえて、その趣旨を取りまとめていただいて、それを資料として、10日前後と今おっしゃいましたでしょうか、各委員の方にお送りすると。

各委員がそれを基に次回の会議までにそれぞれのお考えをまとめていただいて、第2回目ですらに深めて取りまとめの方にさらに向かっていくということになっております。

何か御意見がございますか、そのスケジュールで、よろしいでしょうか。

ということで、それでは、本日は一応これで議題が終わりましたので、事務局の方にお返ししてよろしいでしょうか。

それでは、以上で第1回目の議事は終了したいと思います。ありがとうございました。

■閉会挨拶

(事務局)

長時間にわたっての御審議、ありがとうございました。

次回の開催予定なのですが、これだけの人数の方がいらっしゃるの、なかなか調整は難しいと思ひまして、できればこの場で決めさせていただければと実は思っております。

恐れ入りますが、6月、ちょっとピンポイントで、決め打ちで誠に申し訳ありませんが、21日の、また土曜日になるのですが、午後2時から4時ぐらいまでということで時間設定をさせていただきたいというふうに。

実は、この時期、我々の都合で誠に申し訳ないのですが、6月議会で、議会開会中をぬってやるということになりますので、申し訳ありませんが。

(越智会長)

今の日程で何か御都合の悪い委員はいらっしゃいますでしょうか。

石田委員と大野委員が、ちょっと難しいということ。

河野委員は、その日程のことについて御存知なのですか、今日、お休みですけれども。

(事務局)

河野先生も難しいだろうということ。

(越智会長)

ああ、難しいのですか。では、それ以外。

(事務局)

この三人の方が、ちょっと都合が悪いということです。

(越智会長)

ああ、そうですか、わかりました。

(事務局)

先ほど、ちょっと取りまとめ方について御説明があったのですけれども、一旦、原案という形でお送りして、それについての意見をまたこちらに返していただいて、その意見を返していただいたものをまた集約する形で案として、また御提示すると。

(越智会長)

ああ、その方がよろしいですね。

(事務局)

はい、そういう取り組み方にしたいと思います。

(越智会長)

はい、わかりました。少し事務局とキャッチボールをしてということになります。

それでは、次回は、今ございましたように、来月、6月21日、土曜日の午後2時、14時からというふうにさせていただければと思います。

(事務局)

開催通知につきましては、また後日、文書で連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

本日は、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。